

隊友「船橋だより」について

前回の7月号は「船橋だより」の創刊号でしたので、不要の方（この先の可否）・停止の方（会費等納付しての復活）にも送付して、今後の意思確認を図る目的でしたが、分会長・事務局長を通り越して、県本部は「新聞不要としているのに何故に送ったのか？」と怒鳴られたとし、支部は勝ってなことを為るなど言われた。支部会員の掌握も兼ねて年会費・寄付金の徴収の御手伝いでもしてやろうかと思ったが、余分なことはせずに、県の言うが儘に（理事の指示では？）行動します。

但し、行事に関連する指令・指示は思い付きでなく伝達の余裕時期を考慮願う事を申し添える。ある理事は、新聞が不要であれば「千葉だより」も不要とし配布せず、「船橋だより」ご随意に前回の「報道用紙」「調整事項」の申込みは、投稿了承2・体調不良退会1・計報3でした。

「嗚呼海軍七勇士碑」の参拝

6月26日（日）船橋市大穴北8～33地先（北船橋給水場西南西側）単列り及び清掃

参加者 松が丘・坪井分会の丸山分会長・門脇副分会長・福丘顧問と大穴分会の羽田分会長・久保副分会長・佐藤（正）分会員（旧軍少年飛行兵）及び地元碑発見者 葛西克男氏の6名。

墓碑の所謂 先の大戦中昭和17年11月27日木更津航空基地を發進した海軍の一式陸上攻撃機が任務に向かう途中に悪天候のため、この地で墜落遭難無念にも搭乗員七勇士が戦死した跡地に建立。

奥様参行されては

齡の順から言えば勿論、平均寿命から言うても男性の方が、先に参ります。後から来られる奥様の生活設計のため。俺が旅立ちしてから「年金」がどれだけ貰えるか一寸考えて挙げられませんか

これを事前に確認する事は、本人でなければ奥様では実施して貰えません。また、亡くなった後も死亡届けだけでは、遺族年金は受けられません。申請で始めて受給されるもので、申請を怠れば無支給となってしまうので生存の内に「年金機構」に出向いて、幾ら貰えるのか申請手続きはを確認して挙げて下さい。井本支部長・喜多村藤原分会長が年金機構で指定日に相談を受けます
国民年金＝遺族基礎年金（18未満の子が主対象 人数で）

厚生年金＝遺族厚生年金（850万以上×・祖父母子孫）軍人恩給と厚生年金（旧法）は別計算で
共済年金＝遺族共済年金 概算的には50％はと聞かされて来ました。

計報

鈴木 照 康 昭15.02.22生71歳 山野町 139～1～401

平成23年4月25日 十二指腸癌による。

西船分会所属 陸 調査

遠 藤 理 昭09.02.04生77歳 緑台1～5～2～304

平成23年4月26日 脾臓癌 入院する前日まで異常が診られず元気。

緑台・金杉分会所属 陸 航空

戸 原 奨 昭08.04.25生78歳 八木ヶ谷4～15～17

平成23年5月23日 胃癌 国立ガンセンターにて

二和・咲ヶ丘分会所属 空 1 高野